

## ○群馬県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

平成27年3月20日  
群馬県規則第17号

(趣旨)

**第1条** この規則は、群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(正当な理由)

**第3条** 条例第16条ただし書に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる用途に供するために知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用することとする。

(1) 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ホ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設及び獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設

(2) 学術研究又は試験検査の用途（前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(3) 条例第20条第1項に規定する試験の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）

(6) 工業用の用途

(7) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

(警告書)

**第4条** 条例第17条第3項の書面は、警告書（別記様式第1号）によるものとする。

(収去証の交付)

**第5条** 条例第20条第1項の規定による収去は、収去証（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

(証明書)

**第6条** 条例第20条第3項の規則で定める身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第3号）によるものとする。

(薬物指定審査会)

**第7条** 群馬県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会の庶務は、健康福祉部薬務課において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第6条までの規定は、平成27年6月1日から施行する。

第 号  
年 月 日

様

群馬県知事

印

警 告 書

が行った下記の行為は、群馬県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第 号の規定に違反するので、同条例第17条第1項第 号の規定により警告する。

記

1 日 時

2 場 所

3 内 容

4 執るべき措置及びその期限

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所又は営業所所在地
- 2 収去の相手方の氏名又は法人の名称
- 3 品名及び数量
- 4 収去場所

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例第20条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者

所属

職名

氏名

印

備考

別記様式第3号（規格 縦54ミリメートル 横85ミリメートル）（第6条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写真貼付	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、群馬県薬物の濫用の防止に関する条例第20条第1項の規定により、立ち入り、調査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去する権限を有するものであることを証します。</p>	
年 月 日	群馬県知事 印

（裏）

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）
<p>（立入調査等）</p> <p>第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第16条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項に規定する職員又は前項に規定する警察職員であつて第1項又は前項の権限を行使するものは、第1項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>